

お知らせ

困っていませんか？

## 国民年金保険料の免除・納付猶予申請 7月3日スタート(翌年6月まで)



経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請し承認されれば保険料の全部または一部が免除、もしくは納付猶予される制度です。

免除や猶予を受けずに保険料が未納の状態では障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。免除申請をご検討ください。

本人、配偶者、世帯主の所得状況などによって、どの種類に該当するか審査されます。

全額免除

4分の1納付

半額納付

4分の3納付

納付猶予

免除・納付猶予申請は、前年所得によって可否が審査されますので、「本人」「配偶者」「世帯主」それぞれ所得の申告が必要です。

一部納付の承認を受けた場合は、一部保険料を納めないと保険料未納期間となります。

### お持ちいただくもの

- 年金手帳、基礎年金番号通知書または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- マイナンバーカードまたは本人確認書類
- (退職の場合) 離職票(1または2のいずれか)、雇用保険受給資格者証など



市民生活課国保・年金係 ☎ 75-4973

お知らせ

## 国民健康保険証・後期高齢者医療保険証の 郵送を希望しない方へ

市民生活課国保・年金係 ☎ 75-4973

令和5年8月1日から使用できる保険証を7月下旬に簡易書留で郵送します。

郵便ではなく市役所窓口で受け取りされたい方は、6月30日(金)までに市民生活課国保・年金係へご連絡ください。

新しい保険証の窓口での受け取り: 7月18日(火) 8:30~

ご連絡時に希望した窓口

市役所国保・年金係または浮羽市民課(市民センター2階)

へお越しください。



国民健康保険証・後期高齢者医療保険証とも本年度は薄緑色です